研究費等不正使用事案の告発等に係る調査等の体制

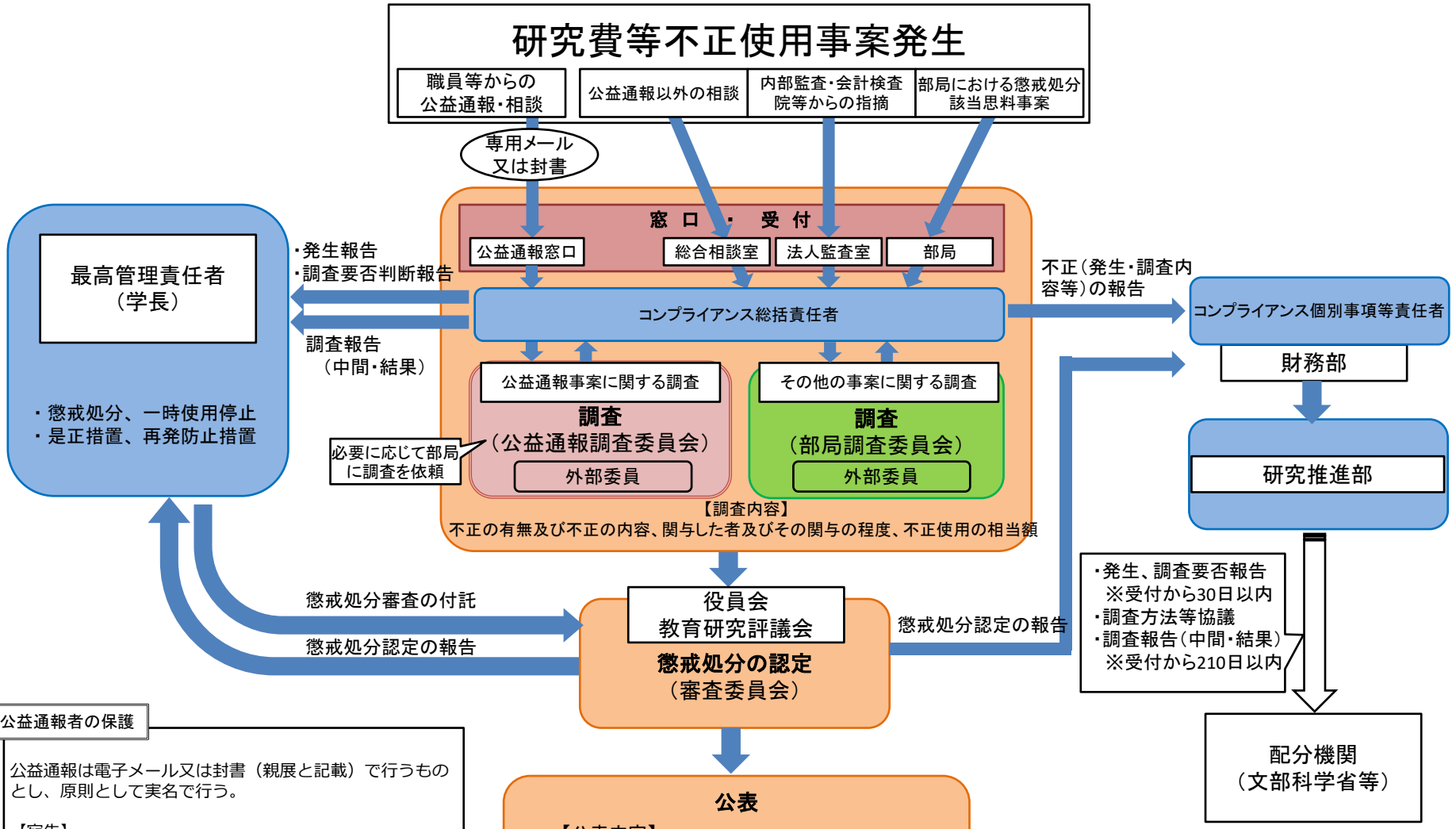

公益通報者の保護

公益通報は電子メール又は封書（親展と記載）で行うものとし、原則として実名で行う。

【宛先】
(1) 専用メール koueki@adm.kanazawa-u.ac.jp
(2) 封書
① 国立大学法人金沢大学　総合相談室
② 顧問弁護士
※封書の宛先の詳細は「国立大学法人金沢大学における研究費等の適正な管理に関する基本方針」参照

※「コンプライアンス総括責任者」及び「コンプライアンス個別事項等責任者」は、「金沢大学コンプライアンス基本規則」によるものである。